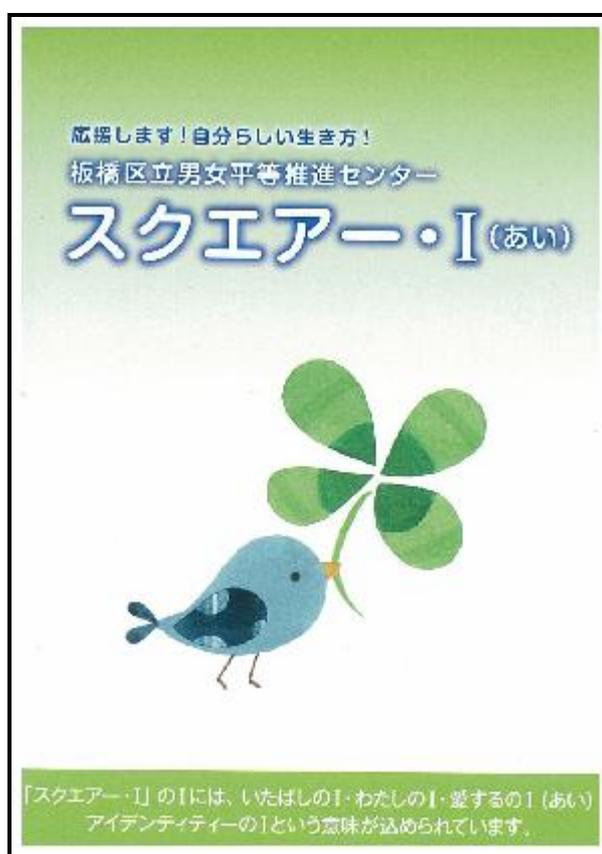


板橋区立男女平等推進センター  
スクエアー・I（あい）

## 平成26年度 事業報告書



平成27年8月

板 橋 区

# 目 次

## 平成 26 年度事業報告書

1	施設概要／施設案内 .....	1
2	事業実施状況	
	(1) 平成26年度講座・講演会 .....	7
	(2) 平成26年度発行物 .....	12
	(3) 平成26年度その他啓発 .....	13
	(4) 第15回いたばし男女平等フォーラム講演内容 .....	15
3	参考資料	
	(1) 板橋区男女平等参画基本条例 .....	21

# 1 施設概要／施設案内



(1) 設置目的

男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として設置。

(2) 名称

板橋区立男女平等推進センター

(3) 愛称

スクエアー・I (あい)

※ 開館から10周年にあたる平成21年3月に公募により決定。

「たくさんの方々が集まる場(スクエアー)を板橋(I)に作ってほしい」という思いが込められている。また、英語のIには、「私」や「アイデンティティー」、「愛する」の意味合いも含んでおり、老若男女誰もが集い、主体的に学習できる場所であることを表している。

(4) 所在地

東京都板橋区栄町36番1号 区立グリーンホール2階

(東武東上線大山駅下車徒歩5分、都営三田線板橋区役所前駅下車徒歩5分)

(5) 連絡先

電話 03-3579-2790

FAX 03-3579-2787

(6) ホームページ

[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_categories/index01010002.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_categories/index01010002.html)

(7) 開館時間

9時～21時30分

(休館日：年末年始、施設点検日)

(8) 開設年月日

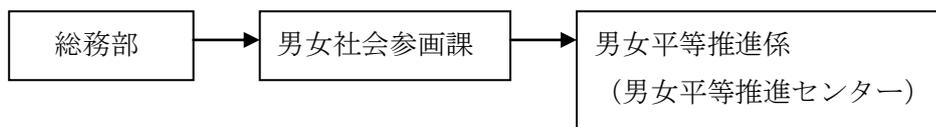
平成11年10月1日

(9) 施設規模及び内容

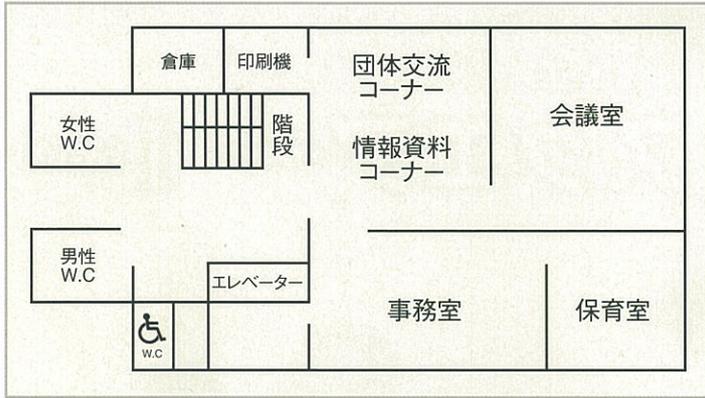
施設面積	320.30㎡
内訳：	
事務室	74.27㎡
会議室	93.06㎡
情報資料コーナー	57.09㎡
団体交流コーナー	18.18㎡
保育室	41.24㎡
相談室	18.28㎡
倉庫	18.18㎡



(10) 組織



# 施設案内 ~グリーンホール2F~



## 情報資料コーナー

男女平等参画に関連する、本・雑誌・ビデオ・DVDなどをご用意しており、閲覧や貸出を行っています。

情報資料の貸し出しには「図書貸出カード」が必要です。氏名・住所が確認できるもの(保険証・免許証など)をお持ちください。

- 貸出冊数:5冊まで
- 貸出期間:2週間

## 啓発

男女平等参画に関する、各種講座・講演会の開催や、情報誌の発行をしています。

## 保育室つき会議室

セミナーやイベント、会議などに利用できます。



## 申込方法

利用日の1カ月前の初日から利用日の前日まで男女平等推進センターで受け付けます。電話(☎03-3579-2790)での仮予約もできます。

## 申込・予約受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※男女平等推進センター休館日を除く

## 料金表

午前	午後	夜間
9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
1,500円	2,700円	3,100円
午前・午後	午後・夜間	全日
9:00～16:30	13:00～21:30	9:00～21:30
3,900円	5,400円	6,800円

## 情報 学習

## 交流 相談

## 団体交流コーナー



情報資料を読んだり、活動・交流の場として利用できるフリースペースです。登録団体の方を中心に一般の方も利用できます。

## 登録団体について

登録団体に加入すると…

- ①「団体交流コーナー」の優先利用
- ②メールボックスの利用
- ③印刷機の利用(要登録。用紙はご持参下さい。)
- ④会議室利用料金の3割減額、2カ月前から予約受付
- ⑤男女社会参画課事業の情報をお知らせ

## 加入資格

- ・男女平等推進に関する学習や活動を行っていること
- ・構成員が5名以上で、区内在住・在勤・在学者が半数以上であること
- ・団体の規約等が整備され、活動計画があること
- ・登録団体連絡会や、区主催事業・登録団体主催事業に協力・参加できること
- ※営利目的や政治・宗教活動には利用できません

男女平等推進センター窓口で登録申請してください。

## 相談業務のご案内

自分自身のこと・家族のこと・仕事のこと、DVのこと…  
ひとりで悩んでいませんか？

電話や面談による相談を受け付けています。

まずは、お電話ください。

秘密は厳守いたします。

☎03-3579-2188

## 総合相談

月～土曜日

9:00～17:00

☎祝日・年末年始・施設点検日

家族関係、ご近所や職場、学校での人間関係など、皆さんの悩みごとや困りごとについて

## 女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

予約制

第2・4・5水曜日

第1・3土曜日

10:00～12:00

13:00～16:00

☎祝日・年末年始・施設点検日

・仕事と家庭の両立や労働条件、セクハラなど女性が仕事をしていく上での困りごとについて  
・「女だから仕方ないのかな？」など、女性が抱える生きづらさや自身の生き方などについて

## DV専門相談

予約制

月・木曜日

10:00～12:00

13:00～17:00

☎祝日・年末年始

配偶者やパートナー等からの暴力(DV)について



## 2 事業実施状況



(1) 平成26年度講座・講演会

講座 内容

いたばし(あい)カレッジ前期 男女平等参画基礎講座 「地域の役に立ちたい! 男女平等参画から考える新しいコミュニティ」 託児つき

男女平等参画の基礎について幅広く学ぶ連続講座【東京家政大学との共催】

【内容】

高齢化、単身世帯の増加、家族形態の多様化など、地域を取巻く状況が変化している中、男女平等参画の視点から地域における防災・子育てなどさまざまな分野について考え、地域で活躍していきましょう。

【参加者の声】

- ・生活に密着した身近な内容で、勉強になりました。受講生同士のグループワークで意見交換ができて楽しかった。
- ・広い視野で社会を意識することができて、有意義でした。ディスカッションがとても刺激になり、区内にいても、知らない事が多くある事がわかった。

月日	テーマ	講師	参加者	
9月 25(木)	男女共同参画の現状と課題 ～地域の視点から～	関根 靖光さん 東京家政大学名誉教授	22名	
10月	2(木)	地域で暮らす・老いる ～デンマークの挑戦と日本の現状～	松岡 洋子さん 東京家政大学准教授	21名
	9(木)	地域で守ろう、命を守ろう! ～地域で取り組む防災・減災～	小櫃 智子さん 東京家政大学准教授	20名
	16(木)	地域がはぐくむ子育ての環境 ～なぜ子育て支援が必要なのか、どのように 地域が子育てをバックアップするのか～	平野 順子さん 東京家政大学准教授	18名
	23(木)	新しいリーダーを育てる地域力 ～地域から始まる男女共同参画～	樋口 恵子さん 東京家政大学女性未来研究所長	18名

時間はいずれも、14:00～16:00



【関根靖光さん】



【樋口恵子さん】

いたばし(あい)カレッジ後期 「輝くわたしプロデュース～スキルアップ応援講座」

自分自身を見つめなおし、実践的なスキルアップ、自分磨きを行うことで、モチベーションアップにつなげる連続講座

【内容】

各分野で活躍中の講師陣、友達や職場とは別の仲間と一緒にワークや交流を通じて、参加者が成長できる実践的なスキルアップを図る。

【参加者の声】

- ・一時間半で少し短かったように思いますが、子どもが寝る前に帰宅出来て良かった。
- ・一人の先生で深く教えてもらってもよかったです。
- ・すべて興味のある内容だったため、また、先生たちの話もわかりやすくてためになりました。
- ・日常生活、社会生活に役立つノウハウを習得できました。

月日	テーマ	講師	参加者	
2月	12(木)	できる女性の時間の使い方①	池田千恵 CONNECTA代表 図解化コンサルタント	25名
	19(木)	できる女性の時間の使い方②		18名
	26(木)	自分を知って”好かれる”力を身につけよう①	藤田潮 andCs(アンドシーズ)代表 文部科学省認可生涯学習開発財団認定マスターコーチ	27名
3月 5(木)	自分を知って”好かれる”力を身につけよう②	22名		
3月	12(木)	ワンランク上のオフィスマナー講座	大嶽圭子 株式会社CCファーム 代表取締役	22名
	19(木)	片づけ上手で仕事の効率アップ	藤岡聖子 横浜Tキューブ・スタイル代表	27名

時間はいずれも、18:30～20:00



【池田千恵さん】



【藤田潮さん】

男女共同参画社会を推進のためにワーク・ライフ・バランスを実践するための講演会

【内容】

今までの夫婦のあり方や働き方の意識を変え、1人1人がワーク・ライフ・バランスを実現するための具体的なコツを紹介。なぜ、女性の活躍が重要視されているのか、ワークライフバランスを実践するどんな効果が得られるのかなど。

【参加者の声】

- ・非常にモチベーションが上がった。自分の意識改革がまず大事。周りを巻き込むのは難しいかもしれませんが、チャレンジします。
- ・毎日深夜に帰宅する夫も一緒に受講すればよかったです！2人目の出産に迷いがありましたが、参考にできるテーマが多く、勉強になりました。
- ・話がわかりやすく、2時間があっという間でした。実践的な内容もとてもよかったです。

月日	テーマ	講師	参加者
9月 13(土)	あなたが輝く働き方 ～ワーク・ライフ・バランス～	小室 淑恵さん 株式会社ワーク・ライフ・バランス 代表取締役社長	66名

時間は、10:00～12:00



【小室淑恵さん】

就労支援セミナー 女性再就職支援セミナー

結婚や出産などで仕事を離れた方等、女性全般の就職サポート講座【産業振興課、東京しごとセンターとの共催】

【内容】

第1回は就職準備のための心構えや求職の仕方を、第2回はブランクがある場合や就業経験がない場合の書類の書き方を、第3回は面接での印象を良くする方策やビジネスマナー等を交えながら、後半はビジネスメイクの実践。

【参加者の声】

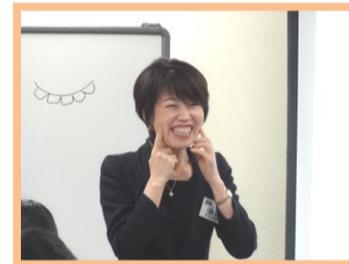
- ・自分の棚卸をして、「強み」をしっかりと理解することが大切だと実感。
- ・派遣やアルバイトでの就業時間が長いと、履歴書における弱点カバーの方法はとても参考になりました。
- ・自己流メイクだったので参考になった。自分に合う化粧方法がわかってよかった。
- ・コミュニケーションの大切さを実感した。
- ・ビジネスマナーがあまりよくわからなかったので、参加してよかったです。

月日	テーマ	講師	参加者
11月 27(木)	仕事探しをはじめの前に知っておきたい！ 私らしく働くための自己理解と仕事の探し方 (個別相談会つき)	河野 千鶴子さん パソナキャリアカンパニー	45名
12月 1(月)	ブランク・パート・派遣などを魅力的にみせる、応募書類の作成方法		35名
12月 4(木)	印象美人になる！ 姿勢・マナー・メイク講座(実践あり)	池田 泰美さん ほか3名 テンプスタッフキャリア コンサルティング(株)	25名

時間は、13:00～15:00 (3回目のみ13:00～15:30)



【河野千鶴子さん】



【池田泰美さん】

就労支援セミナー 子育て女性向けセミナー「子育てしながら私も働ける？働くための準備について考えよう」

就職を考えている子育て中の女性を対象に、実践的で役立つ技術を学ぶセミナー【東京しごとセンターとの共催】

【内容】

育児をしながら、子どもを預けながら働くにはどのような準備が必要なのか、どんな働き方や支援があるのかを学びます。また、参加者同士の交流を通じて、働いた際のイメージを共有し、働く上で生じる不安を解消していきます。

【参加者の声】

- ・やっぱり人それぞれなので自分に合った働き方・育て方を見つけていく事が大切だと思います。
- ・小さなお子さんがある方も参加できるかたちで良かったです。
- ・考えさせる形式だったので、家に帰ってから色々行動したり、考えたり進行形で続きそうです。
- ・ポイントがわかりやすい内容でした。実例もあって良かったです。グループワークもあったので、情報交換がしやすかったです。

月日	テーマ	講師	参加者
2月 26(木)	子育てしながら私も働ける？ 働くための準備について考えよう	河野 千鶴子さん パソナキャリアカンパニー	18名

時間は、10:00～12:00

“起業”を夢で終わらせたくない女性向けのセミナー【産業振興課との共催】

【内容】

起業するための方法や、スケジュール、準備などの具体的な方法を学び、実際に事業計画書を作成する手順を経験。2日目は参加者同士の交流会を通じた仲間づくりの場。

【参加者の声】

- ・自分の悩んでいた事が具体的にやりそうであれしかなかった。企業活性化センターに相談に行ってみようと思う。
- ・体験にもとづいた話でよかった。起業への道筋や想いを伺い、大変だけど思い続けることが大切だなと思いました。
- ・交流会とても楽しかったです。みなさんと前向きで力をもらいました。

月日	テーマ	講師	参加者	
7月	5(土)	起業するための心構え・開業までの方法 ・スケジュール・手続き・資金計画・事業計画書の作り方①	田中 由子さん 印象の輝き研究オフィスA&Y2代表	14名
	12(土)	事業計画書の作り方② 交流会	中嶋 修さん 板橋区立企業活性化センター所長	13名

時間はいずれも、14:00～16:30



【田中由子さん】



【中嶋修さん】

事例から学ぶDV基礎講座

【内容】

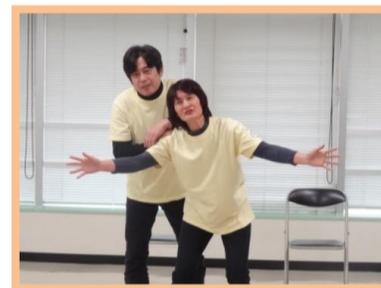
参加者から聞いた内容を即興劇として再現し、会場の全員で観て感じ、DVについて考える。何気なく相談されたこと、パートナーとの間でもやもやとしていることなどを実際に目で見て体感することで、心の中の整理していきます。

【参加者の声】

- ・自分が正しい、自分の気持ちをわかってくれないと思いがちですが、劇としてみると相手の気持ちも理解できるような体験ができた。
- ・すでにわかっているけれど、譲れないことがお互いにあるから難しいですね。
- ・もっと具体的なDVを知りたかった。DVなのか亭主関白なのかを知りたかった。

月日	テーマ	講師	参加者	
11月	30(日)	即興劇で観てみよう これって亭主関白？それともDV？	劇団プレイバックーズ	17名

時間は、14:00～16:00



【劇団プレイバックーズ】

男性の家庭参加・育児参加を推進するためのセミナー

【内容】

家族で楽しい時間を共有できるように、紙コップやストローなど身近にあるものを使ったマジックをお子さんと一緒に練習し、披露します。

【参加者の声】

- ・子どもと一緒に楽しめた。
- ・保育士の仕事をしているので、今後使えそうです。
- ・身近なもので楽しいマジックが出来て楽しめました。孫に見せます。

月日	テーマ	講師	参加者	
3月	7(土)	パパやおじいちゃんと一緒に マジックセミナー	中里正紀さん 魔法使いの発想術代表	32名

時間は、14:00～16:00



【中里正紀さん】

広く区民の方に男女平等参画意識を普及・啓発するためのイベント【区民運営メンバー・センター登録団体との協働】

【内容】

女性の活躍に関する基調講演や、皆で歌うミニボイトレニングを実施。今年度のフォーラムが「女性のつどい」から数えてちょうど30周年であることから、男女平等推進センター登録団体によるミニ企画や展示も実施。

【参加者の声】

(基調講演)

- ・できないと立ち止まるだけ、悲しむだけでなく、自分にできることは何かないかな？と考えていきたいと思えます。
- ・明解でわかりやすかったと思います。ただ、もう少し日本の実態を踏まえてのお話に焦点を合わせていただきたかった。
- ・男も男らしくあらねばという事で苦しんでいるという事も納得できました。
- (ボイトレ体験)
- ・普段歌を歌わないので、体がほぐれて、よかった。
- (登録団体企画・展示)
- ・各団体とも熱意のある展示でよかった。

月日	テーマ	講師	参加者	
11月	1(土)	(1)基調講演 「ありのまま ～自分らしく輝くために～」	(1)大崎 麻子さん 関西学院大学客員教授	89名
		(2)歌とミニボイトレ体験	(2)小林 千芳さん 子連れでママケア Relax-sing♪ 代表	
	(3)男女平等推進センター登録団体による企画・展示	男女平等推進センター登録団体		

(1)、(2)の時間は、13:00～15:30  
(3)の時間は、10:00～13:00、15:30～17:00



【大崎麻子さん】



【小林千芳さん】

※講演内容のページもご覧ください。

労働セミナー 「ワーク・ライフ・バランス・セミナー」

雇用主・人事労務担当者・ワークライフバランスに関心を寄せる方を対象セミナー  
【東京都労働相談情報センター池袋事務所との共催】

【内容】

- ・中小企業がワークライフバランスに取り組むべき理由
- ・介護を取り巻く現状と課題
- ・育児介護休業法の概要、柔軟な働き方を可能にする制度
- ・成年後見制度について

【参加者の声】

- ・介護については社内事例もないため私自信目を向けていなかったが、長期的取り組みも必要であり早速着手したいと考え直した。
- ・自身の経験を踏まえていて説得力があった。
- ・社労士の立場からわかりやすく制度まで教えていただけました。

月日	テーマ	講師	参加者	
1月	30(金)	若者も中高年も働き甲斐のある企業になるために～人材確保のためのワークライフバランス～	新田香織さん 社会保険労務士・グラス社 労士事務所所長	20名

時間は、13:30～16:30



【新田香織さん】

区民協働企画講座 「民法における女性差別って？」

日本の民法は、国連の女子差別撤廃委員会から改正するように勧告を受けているが、どのような点で男女平等になっていないのか、参加者の皆さんと学ぶ講座【板橋区男女平等参画研修者の会/男女平等12人会との共催】

【内容】

- ・選択的夫婦別姓を認めない。男女に婚姻年齢の違いがある。女性のみ再婚禁止期間がある。このままで良いのか？

【参加者の声】

- ・法律の背景や、先生の考え方が聞けて良かったです。
- ・慣習にもとづく考え方の根深さを感じた。「法律」は我々の生活に密接にかかわっている事を皆が認識するべきだと思う。

月日	テーマ	講師	参加者	
2月	7(土)	民法における女性差別って？	坂本洋子さん NPO法人mネット・民法改正情報 ネットワーク理事長・ジャーナリス ト	23名

時間は、14:00～16:00



【坂本洋子さん】

女性が起業することで、雇用されて働く立場では解決しにくい諸問題を解決することができるのか、参加者と一緒に考える講座【いたばしアイカレッジ・ネットとの共催】

【内容】

・働く女性を取り巻くさまざまな問題を、起業を实践された講師の話の聴き、皆で話し合う。

【参加者の声】

- ・起業の苦しさ、大変さが良く分かった。
- ・具体的な話で、理解しやすかった。

月日	テーマ	講師	参加者
2月 21(土)	働き方を変えてみる 女性の起業で何かが変わる？	若松三容子さん (ジオオクトバス株式会社取締役) 松本富子さん (スタジオトミ代表)	28名

時間は、14:00～16:00



【若松三容子さん】



【松本富子さん】

自らのキャリアとライフをどのように考え、行動するべきかを一緒に考える、講演&ワークショップ【わくわくプロジェクトとの共催】

【内容】

結婚、妊娠、出産・・・大きなライフイベントを迎える方が、自らのキャリアとライフをどのように考え、行動するべきかを一緒に考える、講演&ワークショップ。女性が働き続ける上で陥りがちな思考や、その解決方法を紹介します。

【参加者の声】

- ・自分だけでなく、周りとの付き合い方が分かった。
- ・対立ではなく、win-winの関係を目指せば良いという考え方が目からウロコでした。
- ・講師の方も子育て中で共感できた。
- ・可視化することによって現状を客観的にみる機会になった。

月日	テーマ	講師	参加者
3月 14(土)	結婚し、母になっても働き続ける3つの鍵	堀江由香里さん NPO法人ArrowArrow	38名

時間は、14:00～16:00



【堀江由香里さん】

気軽に集まり自由におしゃべりする“仲間づくり”の場【男女平等推進センター登録団体と協力して運営】

【内容】

毎月いろいろなテーマでのおしゃべり

【参加者の声】

- ・様々な人生、様々な価値観を持ちながら一緒に生活し生きている。話し合ったり意見交換するって大切なことだと思う。
- ・人減関係が希薄な現代にお喋りサロンとして楽しい。
- ・同じことを考える仲間がいるのでまた参加したい。
- ・出入り自由が魅力です。



【パープルリボンストラップ作り】

月日	テーマ	協力団体	参加者
4月 1(火)	パープルリボンストラップを作りながら、おしゃべりしましょう	(男女社会参画課)	6名
5月 13(火)	パープルリボンストラップを作りながら、おしゃべりしましょう	(男女社会参画課)	4名
6月 3(火)	男女平等に関するビデオを観ながら、おしゃべりしましょう	男女平等12人会	8名
7月 1(火)	コラーージュづくりをしながら、おしゃべりしましょう	わくわくプロジェクト	10名
8月 5(火)	小物づくりをしながら、おしゃべりしましょう	新日本婦人の会 板橋支部	23名
9月 2(火)	パープルリボンストラップを作りながら、おしゃべりしましょう	(男女社会参画課)	5名
10月 7(火)	簡単な手仕事をしながら、おしゃべりしましょう	いたばしアイカレッジ・ネット	12名
11月 4(火)	女性への暴力根絶に関するビデオを観て、おしゃべりしましょう	NPO法人 青い空	6名
12月 2(火)	男女平等に関するビデオを観ながら、おしゃべりしましょう	男女平等12人会	19名
1月 6(火)	海外視察を話のたねに、おしゃべりしましょう	いたばし区男女平等参画研修者の会	8名
2月 3(火)	パープルリボンストラップを作りながら、おしゃべりしましょう	(男女社会参画課)	6名
3月 3(火)	国際女性デーにちなんだ交流と絵手紙講座	新日本婦人の会 板橋支部	21名

7月、11月、1月の時間は午前10:00～12:00、その他の月は14:00～16:00

## (2) 平成26年度 発行物

### 男女平等参画推進情報誌「スクエアー・I(あい)」第20号

103万円・130万円の壁って、なあに？ ～配偶者控除などの税制が見直されると、女性の活躍につながりますか？～



昨今、政府では、所得税と住民税の配偶者向上の廃止・縮小について論議しています。働く女性からは、「この制度はおかしい」「なくすべき」という声も聞こえます。制度が変わることで、女性がより活躍できる社会になるのでしょうか？社会保険労務士の新田香織さんに伺いました。

#### 【内容】

- ・特集：103万円・130万円の壁って、なあに？
- ・まちのつぶやき：特集の話題について、編集委員の周囲の人のつぶやきを集めました
- ・コラム：北欧のお国事情を覗いてみると…
- ・スクエアー・I(あい)からのお知らせ、登録団体活動紹介
- ・スクエアー・I(あい)本棚のおすすめ本

※区民編集委員4名との協働で作成  
(10月15日発行)

### 男女平等推進センター通信「I City ～あいしてい～」号外

#### 私を守る！女性のための災害対策ハンドブック



東日本大震災から4年が経過しました。このハンドブックでは、女性を対象に、日頃の心構えや災害時の行動、そして非常持出し袋にぜひプラスにしていきたい「女性視点の防災グッズ」についてもお伝えします。

#### 【内容】

- ・地震が起きた時の行動
- ・家族の安否確認
- ・入浴中の地震
- ・非常持出し袋(自宅・職場・学校) 女性のためのお役立ちアイテム
- ・女性にとっての避難所での問題 避難所生活での防犯と工夫

(3月11日発行)

(3) 平成26年度 その他啓発

内 容

いたばし区民まつり「男女平等推進センターPRコーナー」

多くの区民に男女平等参画意識を普及・啓発するために、男女平等推進センター会議室を開放

【内 容】

パネル展示、ポスター展示(男女平等参画基本条例、ワーク・ライフ・バランス、DV等)、男女平等カルタの展示、登録団体紹介展示、DVD上映、啓発物品配布(パープルリボンストラップ等)

【参加者の声】

- ・落ち着いていて、ほっと安らげる雰囲気がよかった。
- ・パープルリボンがきれいでした。
- ・男女平等推進カルタを見て、意識していなかったことに気がきました。
- ・男女平等推進センターという名前だけ知っていたが、色々な情報があって活用したい。



※男女平等推進センター登録団体のボランティアと運営しています。(10月25、26日)

区内大学大学祭への出展「デートDV防止啓発」

大学生とその保護者に向け、デートDVの現状、男女平等参画についての展示

【内 容】

パープルリボン・ホワイトリボンとは、デートDVに関する展示、男女平等推進センターの紹介

【出展大学】

- ・帝京大学(10月18、19日)
- ・東京家政大学(10月25、26日)
- ・大東文化大学(11月2、3、4日)
- ・日本大学医学部(11月2、3日)
- ・淑徳短期大学(11月22、23日)



※健康推進課、予防対策課と協働で実施

登録団体交流会主催 男女共同参画週間行事

男女平等推進センター登録団体が男女共同参画週間にあわせて各種プログラムを実施

【内 容】

- ・男女共同参画週間にあわせて、各登録団体が世界の動きから身近な日常生活まで多彩なプログラムを実施した。
- ・古本をもってこなくても、気に入った古本を無料でもらえる「古本交換会」を開催。

【参加者の声】

- ・知らない情報をたくさん聞く事が出来て有意義な時間となりました。
- ・若い学生さんが参加されていて嬉しかった。
- ・今回の企画に参加することで、区の取り組みや他団体の活動の様子がわかりました。

※主催:男女平等推進センター登録団体交流会 協力:男女社会参画課

**参加者募集** 無料!

**いたばし男女共同参画週間行事**

6月25日(水)～6月29日(日)

「男女共同参画週間」にあわせて、世界の動きから身近な日常生活まで多彩なプログラムを行います。どうぞお気軽にお立ち寄りください!

実施日	午前の部 10:00～12:00	午後の部 14:00～16:00	夜間の部 (各団体に要相談)
25日 (水)	【古本交換会】 古本を持ってこなくても、気に入った古本を無料でもらえます。(古本持ち込み不可)	【映画】【トーク】 ①『女性と戦争の歴史』 戦争体験者DVD上映(おしゃべりします)。(古本持ち込み不可)	【映画】【トーク】 ②『ことばに見る女性』 「読む」女の書き。ことばについて考えよう。(登録団体交流会 主催)
26日 (木)	【古本交換会】 古本を持ってこなくても、気に入った古本を無料でもらえます。	【DVD】【トーク】 ③『女性の真実を探る』 DVD 有名人の自伝と講演(トーク)参加者限定おしゃべりします。(男女平等推進センター)	【映画】【トーク】 ④『地域で子どもを育てよう』 子育ての悩み、対応、地域と子育ての関わりを学びます。(男女平等推進センター)
27日 (金)	【映画】【映画】 ⑤『子どもの自立を育てつつ関係を築く経験』 育児者向けDVD、おしゃべりも。講師:登録団体交流会事務局(男女平等推進センター)	【映画】【トーク】 ⑥『働き方について』 働き方についておしゃべりも。講師:男女共同参画課(男女共同参画課)	
28日 (土)	※各団体の詳しい内容は、各団体のホームページをご覧ください。 ※各団体の申し込みは、各団体のホームページをご覧ください。 ※各団体の申し込みは、各団体のホームページをご覧ください。	【DVD】【トーク】 ⑦『過去にまなび、未来に伝える』 午後の部:「学びたい」(14:00～16:00) 夜間の部:「学びたい」(17:00～19:00) 女性の権利を学ぶために学ぶ(女性から学ぶ)DVDを視聴しながらの学びを行います。	
29日 (日)	※各団体の詳しい内容は、各団体のホームページをご覧ください。 ※各団体の申し込みは、各団体のホームページをご覧ください。	【トーク】 ⑧『私ノデンマーク 動機〜』 「私ノデンマーク」に参加して〜 講師:丹波市立図書館(おしゃべりも)。(登録団体交流会)	

会 場: 板橋区立男女平等推進センター「スクエア」(あい)会議室(ワンルーム2階)  
主 催: 板橋区立男女平等推進センター 登録団体交流会 協 力: 板橋区男女共同参画課  
問合せ: 登録団体交流会 世話人 坂口和子 電 話: 090-5442-0478  
メール: kuriba-saka-mb1201@docomo.ne.jp (Rmb1の1は1です)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を、「いたばし good balance 会社賞」として表彰しています。平成26年度の受賞企業を紹介します。

**受賞** **社会福祉法人 聖愛会 はあもにい保育園**  
 【業種・事業概要】  
 保育事業・保育園の運営

<主な取組>

リフレッシュ休暇等の奨励・消化  
 職員のメンタルヘルスへのサポート管理  
 職員提案による業務改善  
 職員休憩室の整備

★平均年間年休取得率は、71%と高いです。  
 ★アイディア甲子園の実施により、チームワークと職員の主体性が向上しました。  
 ★「はあもにいカフェ」の導入により、休憩時間が充実しました。  
 ★職員一人ひとりの強みを活かした地域活動を実施しています。  
 ★幅広い研修受講によって働きがいが向上しました。



**はあもにい保育園のイチオシ・ツール**

開園当初より、「WEL-KIDS」という保育園運営支援システムを導入し、タッチパネル式のパソコンで園児の登降園の記録や、職員の勤怠管理、作成



**受賞** **株式会社ミドリ**

【業種・事業概要】  
 訪問看護（はすめま訪問看護リハステーション）

<主な取組>

柔軟な労働時間の調整  
 情報共有の仕組みづくり  
 業務のアウトソーシング  
 子ども同伴の勤務  
 社内コミュニケーションの活性化  
 社員の資格取得支援ノー残業

★限られた時間や制約の中で、「お互い様の精神」をモットーにいかに業務を円滑に進めるのか日々考えながら協力体制を構築しています。  
 ★社長を含めて5人の少人数職場なので、情報共有と意思疎通がうまくいっています。  
 ★ライフスタイルに合わせて、スタッフ個別に勤務時間を柔軟に設定できています。



**ミドリのイチオシ・ツール**

スマートフォンのアプリを利用して、移動の合間などに業務記録の入力をできるようにしています。



**受賞** **大友不動産有限会社**

【業種・事業概要】  
 介護事業・浄水器の製造販売及びフランチャイズ事業

<主な取組>

柔軟な労働時間の調整  
 情報共有の仕組みづくり  
 業務のアウトソーシング  
 子ども同伴の勤務  
 社内コミュニケーションの活性化  
 社員の資格取得支援ノー残業デー実施

★限られた時間や制約の中で、「お互い様の精神」をモットーにいかに業務を円滑に進めるのか日々考えながら協力体制を構築しています。  
 ★社長を含めて5人の少人数職場なので、情報共有と意思疎通がうまくいっています。  
 ★ライフスタイルに合わせて、スタッフ個別に勤務時間を柔軟に設定できています。



**大友不動産のイチオシ・ツール**

個人で仕事の情報を抱えないように、タスク管理が可能なチャットワークを使用して、情報共有しています。



## (4) 第15回いたばし男女平等フォーラム講演内容

「ありのままで～自分らしく輝くために～」

大崎 麻子さん  
(関西学院大学客員教授・聖心女子大学非常勤講師)

世界中で女性支援、ジェンダー平等推進、女性のエンパワメントをライフワークにしてきた大崎麻子さんに「ありのままで～自分らしく輝くために～」というテーマのもと、大崎さんのご経験と現在の世界の動きから「ありのままに輝く」とはどういう事かという事について、お話しいただいた。

### ◆ 自分の人生を自分で決める力を身につける

幸せに自分らしく生きていくための一番重要な基本的なエッセンスである。そこから人生が開けていく。ありのままで自分らしく輝いていける人生を自分で紡いでいけるのではないか。

#### ● 女の子の教育支援

自分の人生を自分で決める力を身につけるにあたってまず大切なのは、教育。世界各地で女の子の教育支援を行ってきた。色々な支援の仕方があるが、例えばベトナムの山岳地帯に住む少数民族の集落で行ったのは、母親の意識改革である。母親向けの識字教室を開設し、衛生や栄養などの生活に直結した知識を学んでもらった。そのプロセスを経て、学校へ行くことや学ぶことの意味をお母さんたちが実感し、「自分の娘にもしっかり教育を受けさせたい」という意欲を喚起した。

また、女の子が小学校5、6年生あたりから学校に通えなくなってしまう理由は、妊娠・出産・児童婚・ケア労働・栄養の問題・男女別のトイレがない・暴力・女性教員の数など様々ある。ただ学校を作るだけでなく、女の子が置かれた状況や女の子特有のニーズに配慮しながら支援していくことが非常に重要である。

#### ● 女性のエンパワメント事例の紹介

ネパールのある村では、字の読み書きができない女性たちのためのプロ

プロジェクトを実施した。自分の身体や健康に関する知識、DVのこと、ネパールで大きな問題になっている児童労働のことなどを一緒に勉強する。また、児童労働が横行し、貧困が連鎖していく背景には「いざという時の備えが無い」「女性に経済力が無い」という事情があるので、皆で一緒に貯金をすることから始め、生計手段を確保できるような支援を、時間をかけて行った。

このプロジェクトが終わって5年経った村では、女性たちが小規模融資の組合をつくり、それを活用して家内工業を始め、家計を安定させていった。組合の女性の中にリーダーが生まれ、女性達は非常に自信に満ち溢れている。この集落では、女性たちのエンパワメントを行ったことで、児童労働がゼロになり、就学率が100%になった。子どもの予防接種率も向上し、それによって乳幼児死亡率が激減した。夫が出稼ぎに行く必要がなくなった家庭もある。女性たちの力で地域全体の状況が良くなり、最終的には村の重要なことを決める場にも進出するようになった。このような事例は世界各地で見られ、女性がエンパワメントされるとその波及効果は最終的に社会に波及していくということもあらゆる研究でわかっている。

#### ◆ ジェンダーは、世界共通の問題である

ジェンダー問題は日本だけの問題ではない。先進国も、グアテマラやベトナムのような開発途上国も同じ課題を抱えている。ジェンダー問題が「地球規模課題」として位置づけられている所以である。国際社会では、「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」という二つの目標が掲げられている。ジェンダー平等とは、男性と女性が等しく権利・機会・責任を持ち、意思決定にも対等に参画することであり、それを可能にする仕組み作りが課題とされている。とはいえ、急に意思決定に関われ、経済的にもすべて平等に分担しようといわれても、今まで教育や雇用を始め、機会が限られてきた女性にとっては不利である。だから、女性のエンパワメント、つまり教育や経済力を身につけて自分の人生を自己決定しながら生きる力を身につけるような取組みを同時並行で進めていこうというのが国際社会共通の認識になっている。

プラン・ジャパンの「Because I am a Girl」というキャンペーンのキャッチコピー『13歳で結婚、14歳で出産、恋はまだ知らない』が多くの女性の心をわしづかみにした。「13歳での結婚も、14歳での出産も自分の意思ではない、本人が自分で選択したことではない」という事が非常に端的に表れている。

## ● 「アナと雪の女王に見る女性のエンパワメント」

「アナと雪の女王」はディズニー映画の歴史を塗り替えた象徴的な映画である。描かれているプリンセス像というのが、これまでのディズニー映画のプリンセスとは全く違う。思春期の女の子が自立し、自分の意思を持って生きていくまで、つまり女の子のエンパワメントの過程を描いたストーリーだ。姉のエルサは魔法の力を持っているが、その力のことを人に言っただけではいけないと両親に厳しく言われ、誰にも悟られないようにずっと閉じこもった世界で育てられる。ジェンダー視点から解釈すると、この力は「女の子が自己決定する力」「自分の意思」。女の子にとっては「自分の意思を持つこと＝呪い」である。両親が亡くなった後も「自分の力を悟られてはいけない」という恐れを抱いて生きている。ところがある時どうしようもなくなってその力を使ってしまい、すべてを凍らせてしまう。周囲の人たちとの関係を断ち切って雪山に行く。そこからストーリーが展開していく。妹のアナは、エルサのことをものすごく愛していて、呪いとされるパワーを持っていることも含めてお姉さんがあるがままで受け止めている。それが後押しになって、最終的にはエルサは自分の意思を持ちながら社会と関わって生きていくことを決する。今までのディズニー映画のプリンセスは、基本的には王子さまが来て、キスで目覚めて幸せに暮らしていくという筋書きだが、この映画のエンディングは全く違う。

「Let it go」は「ありのまま」でと訳されているが、英語と日本語ではニュアンスがかなり違う。エルサは自分の持っている力を人に悟られてはいけないと言われている事に対して、怒りと不安を抱えながら生きているが、それをある時点で解き放つ。Let it goの“it”はその不安と恐れを指していると考えられる。不安と恐れを let go、つまり手放して、前に進んで生きていくというような意味である。また、周りの人が言っていることを聞き流す、そういう意味もある。「怒り」「恐れ」を自覚し、それを自分の意思で解き放つ。とても主体的なニュアンスだ。ところが日本語だともうちょっとポワンとしている。「ありのまま」と言うと、無垢な状態を連想する。「自分の意思」というニュアンスはかなり薄まる。

この映画は、思春期の女の子の成長を描いた映画だと思う。思春期には自己のアイデンティティの葛藤があり、社会の中でどういう風に自分が見られているのかも気になる。その中で自分の軸を見つけ、自分の持っている

力を自分で評価し、私はこうやって生きていくんだ、社会でも自分らしさをしっかりと出して生きていくんだという成長の様子が描かれている。この過程、つまり、女性が自分の意思を持ち、自己決定しながら生きていく。男性とも対等なパートナーとして生きていく。それが「女性のエンパワメント」である。

#### ◆「ジェンダーの問題は男性と女性の問題」

ジェンダー問題というと「女性問題」であると誤解されることがあるが、そうではない。ジェンダーの問題は男性と女性の問題である。日本の男性のジェンダー規範、つまり「男性はこうあるべき」という規範が、他の国よりも厳しいのではないか。

#### ●日本でのジェンダーに対する誤解

国連を退職して帰国してから、「日本では、ジェンダーという概念が正しく理解されていないな」と思う事がよくあった。「ジェンダー平等を推進しましょう」というかけ声に対し、「それは大変危険な思想だ」「男と女の差をなくすのか、違いをなくすのか、例えば男女別トイレではなく、男女一緒のトイレにするのか」「更衣室を男も女も一緒にするのか」というような言説が飛び交っているのでびっくりした。

「性差」には二種類あり、一つ目は生物学的な性差、もう一つが社会的な性差、つまりジェンダーの概念である。ジェンダーは、例えば「男はどれだけ辛いことがあっても人に言わず、一人で耐えるべし」、「女性は女性であれば誰でもケアの仕事すべてを担うべき」など、女性のあるべき姿、男性のあるべき姿といった規範やそこから派生する性別役割分担などを指している。

#### ●女性より多い、男性の自殺者

たとえば、日本では自殺者の数は男性の方が圧倒的に多い。背景には男性に課せられた「大黒柱」「稼ぎ手」「仕事人」という役割、「弱音を吐いたり、助けを求めてはいけない」といった規範、男性のジェンダーがある。バブル崩壊の影響が中小企業や一人一人の労働者に波及してきた 98 年ごろから男性の自殺者の数が激増した。特に 40～50 代の家庭において経済

的な責任を担っていた男性で増えてしまったという事がわかっている。

男性も女性も一緒に家計責任と家庭責任を分かちあえるような仕組みが整った社会を「ジェンダー平等社会」と呼んでいる。すぐにそこに行きつくのは難しいが、男女で完全に分業すること、男性だけに経済的な責任を負わせることのリスクの高さが自殺の統計にもはっきりと出てきている。

### ● He For She キャンペーンについて

国連ウイメンという、国連の中で女性の問題を扱っている組織の親善大使になったエマ・ワトソンが『He For She』というキャンペーンのスピーチを行った。

これは「彼女のための彼」というキャンペーンで、ジェンダー平等の推進に関して、これは男性の問題でもある、だから一緒に問題を解決していきましょうというメッセージを発信している。フェミニズムは女性たちが騒いでいるだけという風に捉えられているが、そうではないと彼女ははっきりスピーチで述べている。特にジェンダー平等に関しては男性も当事者であり、「男性は強くあれ」、「マッショであれ」、「物事は何でもコントロールしろ」など、そういったプレッシャーを受けている事をずっと見てきたと述べ、「男性も女性も繊細であってもいいし、男性も女性も強くあってもいい」そういう世界を作っていけないかという事を彼女は演説の中で述べていた。

### ◆ 誰もが自分らしく生きられる社会とは

ひとりひとりの女の子がエンパワメントされるのが大前提である。エンパワメントされた女性が増えると、その効果が社会全体、そして次世代に波及することは既にわかっている。そうした女性たちが繋がり、連帯してジェンダー平等な仕組みをつくっていこうと働きかけるのが重要である。ジェンダー平等が進展しているといえは北欧諸国だが、今でこそジェンダー平等が進展している国々でも元々は男性が稼ぎ手、女性が家事育児という性別役割分担があった。それが産業革命以降の工業化社会では効率的な分業の仕方だったからだ。ところが産業形態や人口動態が変わり、グローバル化が進展していくなかで、男性と女性が同じように社会や経済で能力を発揮し、なおかつ家事育児も分かち合えるような仕組みにしたほうが国際競争力の強化や人口・労働力の維持にも効果があるということで制度や仕組みを変えてきた。多くの変化は女性たちが政

治に参画し、声を上げる事を実現されてきた。女性の社会進出が謳われるきっかけは、このように経済的な動機だが、それを機会にジェンダー平等でみんなが生きやすい社会を作っていた北欧諸国は、女性が政治に進出し、それに対して「働けというなら、こういう環境が必要だ」と声を上げ、国会議員や地方議員を増やす努力を展開し、誰もが生きやすい社会を、法律や政策、予算配分を通じて創ってきた。

安倍総理は「女性の活躍」を掲げている。女性たちが経済や社会で活躍するためにはどんな環境が必要なのか。法律や政策のあり方、予算の分配の仕方について女性たちがしっかりと声を上げていくことが重要だと考えている。そうでなければ「家事育児は女性の仕事」というジェンダー役割分担を前提とした社会の仕組みや人々の意識は変わらず、「家事育児＋仕事もよろしく」と女性のさらなる頑張りとは自己責任を期待されてしまう。それでは「女性の活躍」は持続しない。日本は今過渡期にあると思う。

## 3 參考資料



東京都板橋区男女平等参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 推進体制（第14条・第15条）

第4章 苦情処理（第16条—第21条）

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会（第22条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

付則

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の發揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を發揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。
- (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

**第3条** 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を發揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

(4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

(5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

**第4条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

(区の責務)

**第5条** 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

(区民の責務)

**第6条** 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

(事業者・民間団体の責務)

**第7条** 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。

2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

**第8条** 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

**第9条** 区長は、男女平等参画を促進するため、区の附属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。

2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

**第10条** 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

**第11条** 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

**第12条** 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

**第13条** 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

## 第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

**第14条** 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

**第15条** 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

#### 第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

**第16条** 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

- (1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。

- (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
- (3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項
- (4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項

(苦情処理委員会の設置)

**第17条** 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

**第18条** 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

**第19条** 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

- (1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
- (2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。
- (3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。

2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。

3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

**第20条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

**第21条** 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

#### 第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

**第22条** 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第23条** 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
- (2) 行動計画の実施結果に関する評価
- (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

**第24条** 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

**第25条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第6章 雑則**

(委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

**付 則**

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

刊行物番号

27-41

板橋区立男女平等推進センター スクエア・I (あい)  
平成26年度 事業報告書

発行 平成27年(2015年)8月  
編集 板橋区総務部男女社会参画課  
〒173-0015  
東京都板橋区栄町36番1号  
TEL 03-3579-2486  
FAX 03-3579-2787

再生紙を使用しています。